

大阪府民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と全国健康保険協会大阪支部（以下「乙」という。）は、大阪府民（以下「府民」という。）の健康づくりの分野における取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、府民の健康づくりの推進に向けた取組みを通じて、府民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力しつつ、次の事項に取り組み、必要に応じ、別表の府内市町村など関係機関に連携・協力を求めるものとする。

- （1）健康づくりに係る広報、周知、啓発等に関すること
- （2）医療・特定健康診査等の情報の調査、分析に関すること
- （3）医療・特定健康診査等の情報、分析結果を活用した地域連携等の具体的な取組みの検討及び実施に関すること
- （4）特定健康診査受診率、特定保健指導実施率等の向上に関すること
- （5）健康情報等の共有に関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項について、次によりその円滑な推進に努めるものとする。

- （1）連携・協力の協議は、様々な機会を活用して行うこととする。
- （2）この協定に基づき検討した個別の取組みについて、連携協力して実施することに合意し、必要があると判断した場合は、覚書の締結等、別途必要な措置を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方及び関係団体の秘密及び個人情報について、当該秘密及び個人情報を提供した相手方を事前の承諾なしに、第三者に提供もしくは漏洩し、または第1条の目的外に使用してはならない。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲または乙が、この協定の変更または解除を申し出たときは、当事者間で協議のうえ、この協定の変更または解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項または協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を所持する。

平成26年11月27日

甲 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号
大阪府知事 松井 一郎



乙 大阪府大阪市西区靱本町1丁目11番7号
全国健康保険協会大阪支部
支部長 平野 保生



(別表) 関係団体

団体名	団体名
大阪市	羽曳野市
堺市	門真市
岸和田市	摂津市
豊中市	高石市
池田市	藤井寺市
吹田市	東大阪市
泉大津市	泉南市
高槻市	四條畷市
貝塚市	交野市
守口市	大阪狭山市
枚方市	阪南市
茨木市	島本町
八尾市	豊能町
泉佐野市	能勢町
富田林市	忠岡町
寝屋川市	熊取町
河内長野市	田尻町
松原市	岬町
大東市	太子町
和泉市	河南町
箕面市	千早赤阪村
柏原市	